

# 総務厚生常任委員会会議録

## 目次

【開 会】 .....	4
議案第 1 号 市長の専決処分事項承認について	
専決第 10 号 令和 2 年度矢板市一般会計補正予算（第 5 号） .....	4
議案第 2 号 令和 2 年度矢板市一般会計補正予算（第 6 号） ..	14
議案第 3 号 令和 2 年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） .....	26
議案第 4 号 令和 2 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号） .....	28
議案第 5 号 令和 2 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） .....	30
議案第 17 号 使用料改定等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について ..	31
議案第 19 号 矢板市市税条例の一部改正について .....	36
議案第 20 号 矢板市市税条例及び矢板市手数料条例の一部改正について .....	37
議案第 16 号 矢板市子ども未来館設置及び管理条例の制定について .....	39
議案第 18 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について .....	40
議案第 21 号 矢板市児童館設置及び管理の一部改正について .....	41
議案第 22 号 矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について .....	42
委員長報告 .....	43
閉 会 .....	43

## 1 日 時

令和2年9月8日（火）午前11時30分～午後3時57分

## 2 場 所

第1委員会室

## 3 出席委員（7名）

委員長 櫻井 恵 二  
副委員長 中里 理 香  
委員 石塚 政行 神谷 靖 伊藤 幹夫  
石井 侑男 中村 久信

## 4 欠席委員

なし

## 5 説明員（32名）

### (1) 総合政策課（3人）

①総合政策課長 高橋弘一  
②電算統計班長 石川民男  
③政策企画担当 加藤清美

### (2) 総務課（5人）

①総務課長 塚原延欣  
②行政担当 佐藤賢一  
③人事担当 星宮良行  
④財政担当 松本一裕  
⑤管財担当 船山幸男

### (3) 税務課（3人）

①税務課長 丸谷久美子  
②管理収納担当 前野路代  
③市民税担当 清水ゆう子

### (4) 社会福祉課（4人）

①社会福祉課長 石崎五百子  
②社会福祉担当 橋本幸江

③障がい福祉担当 後藤一浩

④生活福祉担当 田城宣宏

### (5) 高齢対策課（3人）

①高齢対策課長 村上治良  
②地域支援担当 高橋理子  
③介護保険担当 日賀野真

### (6) 子ども課（5人）

①子ども課長 田城博子  
②泉保育所長 塚原由  
③健康支援担当 岡信乃  
④子育て支援担当 手塚良幸  
⑤保育担当 山下征子

### (7) 健康増進課（3人）

①健康増進課長 沼野晋一  
②健康増進担当 相馬香織  
③国保医療担当 吉田佐江子

### (8) くらし安全環境課（2人）

①くらし安全環境課長 小野寺良夫  
②危機対策班長 斎藤正一  
(9) 市民課 (3人)  
①市民課長 柳田恭子

②市民・年金担当 田代和子  
③戸籍担当 高瀬稔子  
(10)選挙監査事務局 (1人)  
①選挙監査事務局長 星野朝子

## 6 欠席説明員

新型コロナウイルス感染症対策のため、関係部課長等以外は出席せず。

## 7 担当書記 森山 敦、矢板 寿江

## 8 付議事件

議案第 1 号 市長の専決処分事項承認について

専決第 10 号 令和 2 年度矢板市一般会計補正予算 (第 5 号)

議案第 2 号 令和 2 年度矢板市一般会計補正予算 (第 6 号)

議案第 3 号 令和 2 年度矢板市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 4 号 令和 2 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 5 号 令和 2 年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 16 号 矢板市子ども未来館設置及び管理条例の制定について

議案第 17 号 使用料改定等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第 18 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第 19 号 矢板市市税条例の一部改正について

議案第 20 号 矢板市市税条例及び矢板市手数料条例の一部改正について

議案第 21 号 矢板市児童館設置及び管理条例の一部改正について

議案第 22 号 矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

## 9 会議の経過及び結果

### 【開 会】

○委員長（櫻井恵二） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、総務厚生常任委員会を開会する。

（11時30分）

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第1号から議案第5号まで、及び議案第16号から議案第22号までの12件である。

### 議案第 1号 市長の専決処分事項承認について

#### 専決第10号 令和2年度矢板市一般会計補正予算（第5号）

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長（塚原延欣）

（「補正予算書」1頁を朗読。2頁から3頁までにより説明。）

（詳細について「予算に関する説明書」4頁から11頁までにより説明。）

### 歳入

13款1項5目 土木使用料 市営住宅使用料でコロナ発生前と比較して収入月額が20%以上減少した方の家賃を減免するというものの減額。

14款2項1目 総務費国庫支出金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額補正。

18款1項1目 財政調整基金繰入金 財政調整基金の繰入金。

### 歳出

2款1項6目 企画費 地域づくり支援事業の備品購入費は、矢板ふるさと支援センターにテレワークの場を整備するための備品の購入費用。

3款1項1目 社会福祉総務費 高齢者移動支援助成事業は、高齢者の外出支援と市内タクシー業者の支援として、タクシー利用の助成券を発行するものである。

3款1項2目 老人福祉費 高齢者在宅生活支援サービス総合整備事業は、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時期発生により医療現場等が混乱するため、それに備え高齢者のインフルエンザワクチン接種率の向上を図る事業である。報償費は商品券、通信運搬費はそれらの郵送料となる。

敬老祝賀事業は敬老会が中止となり、被招待者に感染予防グッズを配布するものであり、併せて敬老祝品を郵送する。消耗品は、マスク、除菌シートや石鹸などの感染予防グッズである。

3款2項1目 児童福祉総務費 子育て支援給付事業は、国の特別定額給付金の対象とならなかった子（令和2年4月28日から令和3年4月1日生まれ）の保護者に、1人5万円を給付するものである。報償費が、その5万円である。

子育て総合支援拠点運営事業は、仮称子ども未来館ネットワークシステムを構築するための委託費、工事費である。備品購入費は中に入れる遊具の購入費。

3款2項2目 児童措置費 民間保育所運営補助事業は新型コロナウイルス対策として、1施設10万円または1人当たり2千円の補助を行うものである。

3款2項4目 児童福祉施設費 公立保育所施設運営事業は、新型コロナウイルス対策として10万円または1人2千円で対策のための備品を購入するものである。

4款1項1目 保健衛生総務費 保健総務推進事業は、避難所等に対応するために必要な衛生用品とそれを備蓄するための倉庫等を購入するものである。消耗品が手指消毒液、マスクやゴム手袋等。備品は備蓄用の倉庫2棟。

4款1項2目 予防費 こども予防接種事業は、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備えインフルエンザワクチンの接種率の向上を図るためのものである。生後6カ月から18歳までの方を対象に行うものであり、扶助費で接種した方に1人2千円の子育て応援券を出すものである。

成人予防接種事業は、19歳から64歳の方を対象にインフルエンザワクチンの接種率の向上を図るためのもので、扶助費が1人2千円の予防接種助成をするものである。委託費は予防接種の委託料。

6款1項3目 農業振興費 農業振興事業の委託料は、地元農畜産物を市内小中学校給食に使用することで、コロナの影響を受けた地元農畜産業者への支援と子どもに対する食育事業である。地元産材活用支援事業として牛肉と農畜産物となる。

道の駅管理事業の備品購入費は、コロナの影響を受けている地域木材産業の支援と地元産品のPRを兼ねて、道の駅内に地元産材の棚を購入するものである。

7款1項2目 商業振興費 商業等活性化支援事業の消耗品は、防護服、飛沫防止パネルやアシストフック。備品購入費は議場の飛沫防止パネルである。補助及び交付金は、店舗賃料支援として、コロナの影響で売り上げが減少した事業者に対し、店舗を借りていれば支払い賃料の1/2、上限月5万円を最大6カ月支援するものである。また、プレミアムつき商品券発行事業補助金は、プレミアム率20%で、1億2,000万円のうちの2,000万円分である。プレミアムつきリフォーム券発行事業補助金は、プレミアム率20%で1,800万円のうち300万円分である。Tポイント導入促進補助事業は、コロナの影響で来店客の減少した市内事業者に対しTポイントサービスを普及させることで来店機会を創出するものである。

7款1項3目 観光費 観光PR事業は、コロナの影響で来館者数が減少し、経営悪化が懸念される市の指定管理施設に家族で来ていただくための「家族で満喫!!わくわくクーポン」を出すものである。

9款1項4目 防災費 防災活動推進事業は、主要な避難所の矢板小、矢板東小、矢板・泉・片岡中、武道館等に対応するために必要な物品の整備をする。簡易ベッドや間仕切り、防災の倉庫である。補助及び交付金は、自主防災組織への助成で40万円、6組織を見込んでいる。

10款2項1目 学校管理費 小学校一般管理事業の使用料及び賃借料は、学校電子図書の使用料であり、1人1冊ずつとなる。

10款2項3目 学校建設費 小学校施設大規模改修事業は、避難所となる矢板小学校体育館にエアコンを整備する委託料と工事費となる。

10款3項1目 学校管理費 中学校一般管理事業の使用料及び賃借料は、学校電子図書の使用料であり、1人1冊ずつとなる。

10款3項3目 学校建設費 中学校施設大規模改修事業は、避難所となる中学校体育館のエアコン整備するための委託料と工事費となる。

10款4項3目 図書館費 図書館管理事業の備品購入費は、コロナ対策のため図書の消毒器を1台購入するものである。

10款4項5目 郷土資料館費 郷土資料館管理運営事業の委託料、コロナのリスクを軽減するために、収蔵品をデジタルコンテンツ化するための委託料である。

議案第1号の説明は以上である。

○委員長 これより議案第1号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○伊藤委員 地域づくり支援事業の「TAKIBI」のテレワークの件、これは2次補正の臨時交付金であるが、経済産業省の国庫補助金は使わないのか。この補助金は100万円単位でなく、上限2,000万、3,000万円で桁が違う。そういうお金を整備に使うことは考えなかったのか。

○総合政策課長（高橋弘一） あそこには施設があり、通信環境も整っているんで、あとはテレワークをするに当たり、備品の整備が必要であるので、この100万円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し整備をするものである。経済産業省の補助金は考えていない。

○伊藤委員 臨時交付金を使ったからといって、経済産業省の補助金がもらえないわけではないので、確認していただき、もっと環境整備をきちんとされたほうが。市

を通さないと補助金は出ないのだから、そういったことを考えることはなかったのか。

○総合政策課長 昨日の一般質問でも答えたが、まずはこの「TAKIBI」で取り組んでみてからという考えでやっているのだから、臨時交付金を使ってと考えている。

○伊藤委員 要はお試しということであればよいのか。

○総合政策課長 まずは試行的にとということである。情報収集等も兼ねている。

○伊藤委員 いわゆる社会実験的なことだと思うのだが、それで実証可能となれば次のステップに入っていくという考えでよろしいか。

○総合政策課長 その件についても昨日の一般質問で答えたと思うが、その状況を見ながら、次の段階として国・県の制度があるので、補助制度を創設することなども考えて進めていきたい。

○伊藤委員 子育て支援給付事業の給付金については、定額給付金 10 万円に該当しない方とのことだが、この金額はいくらか。

○子ども課長（田城博子） 5 万円である。

○伊藤委員 人数は何人か。

○子ども課長 160 人を見込んでいる。

○伊藤委員 商業振興費で、初めてTポイントの話を聞いたのだが、導入費やランニングコストがかかると思うが、これにかかるお金は国庫補助金か。

○総務課長 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てている。先ほど説明したが、趣旨としては来店客数が減少した市内事業者に対し、Tポイントサービスを普及させることで来店機会を創出するためのものである。費用としては、導入費用 5 万 5,000 円＋税を 20 事業者分見込んでいる。

○伊藤委員 2 次補正のお金を使っているのか。Tポイント単体では出ないはずで、キャッシュレスと思われる。そうすると昨日の課長の答弁は、どうなのか。既に決まっていたのであれば、昨日の答弁は虚偽になる。



○総務課長 確認する。

○委員長 暫時休憩する。 (11:55)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (13:02)

○総合政策課長 Tポイント導入促進事業については、地域経済の活性化として、来店客が減少した市内業者に対して、Tポイントサービスを普及させたいということで、Tポイントサービスの導入費用となっている。こちらの内容については、国に計画書を提出しており、過日、認められたというところである。

○伊藤委員 休憩中に確認いただきありがとうございます。了解した。国のほうでもGDP500兆円の半分、約230兆円を使うと言っていて、コロナ対策は本当にお金がかかる事業だと思っている。矢板市においても職員の負担が非常に大きくて大変ということは認識しているが、皆さんにお願いしたいのは、言葉がよくないが使えるものはどんどん使ってやっていただくとありがたいということ。

○神谷委員 子どもを対象に160人、5万円が給付されると言っていたが、元々は特別定額給付金10万円を対象外のお子さんに給付するということだったと思う。そうであれば、10万円であるべきだと思うが、なぜ半額になったのかをお聞きしたい。

○子ども課長 これについては、特別定額給付金の対象にならなかった子どもの子育て中の母親にあげるもので、特別定額給付金の延長という考えのものではない。コロナ禍の中で妊娠されていた母親に対して、応援という意味で矢板市新生児子育て応援給付金という名前で給付するものである。特別定額給付金の延長としての10万円ではなく、母親に対する独自の給付という考えでの給付金である。給付対象としては、令和2年4月28日から翌年の4月1日生まれの子の母親に対してというものである。あくまでも母親に対し、子育てを応援するという形で給付するものである。御理解いただきたい。

○神谷委員 ほかの自治体では延長で10万円、子育て支援として上乗せというところが数多くあるが、上乗せ分という理解でよろしいのか。

○子ども課長 はい。

○石井委員 農業振興事業の道の駅管理事業で、陳列棚の購入という話があったが、道の駅は株式会社やいた未来で運営し、しかも社長が市長である。道の駅の指定管理を受けるとき、中のリニューアルも十分した上で指定管理をしたと思っているので、農業振興の予算付けをしているが、説明をもう少ししていただきたい。

○総務課長 道の駅に陳列棚、収納棚を購入するものだが、確かに道の駅で購入するという考え方もあると思う。今回はコロナ対策という意味合いもあり、臨時交付金を使って、地域経済支援、林業支援として地元産材で棚をつくるということ、それとあわせて道の駅に来る観光客に対し地元産材のPRも兼ねているものである。一番は地域林業の支援ということが大きいと思う。

○石井委員 十分には理解できないが、そういう説明であれば、一応理解した。

11 頁の防災活動推進事業の補助及び交付金の 240 万については、行政区の自主防災組織への補助金ということだが、6 行政区分はどの行政区か。また行政区の中で自主防災組織がどの程度組織されているのかを伺う。

○危機対策班長（斎藤正一） 6 組織の内訳は、ハッピーハイランド矢板、後岡、越畑、山苗代、片岡三区、片岡四区である。現在、組織ができているのは 65 行政のうち、43 行政区である。シャープを含めれば 44 組織が立ち上がっている状況である。

○石井委員 せっかく組織が立ち上がっても、活動が全く見えないようなところがあるが、組織の活性化についてはどんな取り組みをしているのか。

○くらし安全環境課長（小野寺良夫） 自主防災組織については、平成 24 年度からコミュニティ補助金を活用していたが、その後、平成 27、28 年度については、6 行政区が自主防災組織を立ち上げて活動しているというものである。この行政区の自主防災組織には、備品として防災倉庫、投光器、発電機などを取りそろえていただいたので、備品として購入したものを年 1 回点検していただくことになる。また、場合によっては避難訓練などを年 1 回実施するよう促している状況である。そのほか、

組織化していない行政区については、例年であると4月の区長会で組織化をお願いしている状況である。

○中村委員 確認も含めてであるが、7頁の敬老祝賀事業で、今年の敬老会は中止ということを知っていたが、祝賀のための記念品的なもの、コロナ対応の予防グッズを渡すと認識した。もともと当初予算の中で敬老会を実施する予定だったので、祝賀費用は当然確保していると思っているが、そのところとの関係を伺う。

○高齢対策課長（村上治良） 今回の臨時交付金を活用した敬老祝賀事業ということで、当初一般会計で敬老会は例年ベースの予算をいただいている。コロナ対策ということで、実行委員会で敬老会の中止という決定をしたので、それに伴い当初一般会計で確保した予算は、できるだけ慶賀に関係するものを除いて、結局は使わないようにするということである。コロナにより郵送となるもの、感染予防グッズの郵送については臨時交付金で対応させていただくということである。当初予算を確保していた実行委員会の補助金は支出しないという形である。

○中村委員 予防やコロナに関するものの郵送料を含めた費用はこちらで出して、慶賀のための記念品などは当初の一般会計から出し、そのほかのものは戻入することで考えたということではどうか。

○高齢対策課長 コロナに関わらない例年どおりの米寿、95歳以上のもの、商品券等を贈っているものとかは、一般会計を使う部分もある。郵送料やそれに関わるものというのは一般会計に手をつけなくてやる。例年は実行委員会へ補助金を出し、そこで実施しているので、その補助金自体を抑えられるということで対応するものである。

○中村委員 9頁の予防費のこども予防接種事業と成人予防接種事業は以前からインフルエンザが流行するに当たり、インフルエンザ予防接種を促進させるという意味合いから、18歳未満の子どもについては今も助成があるが、プラスの商品券発行事

業があり、65歳以上の高齢者にも同じく助成があるが、同じように商品券の発行があり、18歳から64歳までには新たな助成を設けるということでのよいのか。

○健康増進課長（沼野晋一） こども予防接種事業は、18歳までの予防接種事業であり、成人予防接種事業は、今まで65歳以上の方の費用が入っていたが、プラス65歳以上の方に予防接種の接種勧奨を行うものである。65歳以上の方については、今まで当初予算では約50%費用を見ていたところであるが、商品券等のプレゼントにより接種率が上がると思われるので、成人予防接種事業に入れてある。19歳から64歳までの方は、予防接種を受ければ1人当たり2,000円を補助するものであり、その費用も成人予防接種事業に入っている。

65歳以上高齢者の予防接種に係る商品券については、予防費ではなく老人福祉費の予算に入れてある。

○高齢対策課課長 65歳以上の勧奨のインフルエンザ予防の関係は、7頁の在宅高齢者支援サービス事業の報償費に入っている。インフルエンザ予防接種をした65歳以上の高齢者に対し1人当たり2,000円の道の駅商品券を贈呈する形となっている。

○中村委員 今の説明の確認だが、19歳からと話があったが18歳以上か19歳か。

○健康増進課長 子どもは、高校3年生までの18歳を到達した次の3月31日までを子どもということで、対象としている。高校3年生より上の学年は大人ということで、19歳という表現をし、高齢者が65歳以上であるので、64歳という表現をした。

○中村委員 先ほど言ったが、コロナとインフルエンザの関係がこれから出てきて、多分いろいろ混乱するだろうと思っている。矢板市でもコロナが1件出たがその後は収まっているので、これ以上出ないことを願っている。いずれにしても現場は混乱すると思われるが、そのためにインフルエンザの予防接種を奨励するという施策を打っているのだと思うが、これ以外に何か策を取っている、またはこれから考えていることはあるのか。

○健康増進課長 コロナの症状がインフルエンザの症状と似ているので、少しでも病院等の医療機関が混乱しないように、そういったほかの症状を抑えるということで、インフルエンザの予防接種を全国的に勧奨している状況である。矢板市として具体的、決定的な方法はなかなか難しいと思うので、新しい生活様式というような形を推奨しPRしていくしかない。具体的な決定打は今のところないと思われる。手洗い・うがいを推奨し、自己防衛に努めていただくことを市民に伝えるしかないと考えている。

また、新しい方法、有効な方策が出てくれば、市もそういった方策を推進していく形で考えていきたいと思っている。現在はPR活動をさらに推進していくということしか答えられない状況である。

○中村委員 高橋部長と伊藤委員のやりとりで何となく分かった上での確認だが、臨時交付金については、国もいろいろなメニューを示し、各自治体の実情に合った形で工夫して有効的に使ってくださいとなっているものだと思うのだが、高橋部長の話だと、執行するに当たっては全て国の確認を取っているという意味合いについて、確認させていただきたい。各自治体は、その中身に苦慮しているという話を聞いているが、執行したが国からクレームがつくなどのリスクはないのか。

○総合政策課長 矢板市では7月末提出期限の先行受付に事業計画を提出し、過日国からその計画がOKであると通知が来ているので、これらの事業に取り組んでいく考えである。

○中村委員 ということであれば、私が言ったようなリスクはないということではないのか。

○総合政策課長 はい。細かく事業内容や取組を記載した計画書を提出しているので、これで大丈夫だということで進めさせていただく。

○石塚委員 7頁の子育て総合支援拠点運営事業の備品購入費は、遊具の購入と言っていたが、具体的にどのようなものが含まれるのか教えていただきたい。

○子ども課長 地元産材を利用した遊具をつくっていただき、設置するものである。

地元産材の木製遊具を設計し、滑り台やリングがある総合ジムのような組み立て遊具を設置する予定である。

○石塚委員 木製の滑り台やブランコを室内に置くのか。

○子ども課長 はい。

○神谷委員 臨時交付金で電子図書を整備すると言っていたが、どこに当たるのか確認したい。

○総務課長 小学校が10款2項1目学校管理費の13節の使用料及び賃借料である。

中学校が10款3項1目学校管理費の13節の使用料及び賃借料である。これらが、1人1冊分の電子図書である。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第1号は、原案のとおり承認することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第1号は原案のとおり承認された。

## 議案第 2 号 令和 2 年度矢板市一般会計補正予算（第 6 号）

○委員長 議案第2号を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

(「補正予算書」1頁を朗読。2頁から8頁までにより説明)

(詳細について「令和2年度予算に関する説明書」4頁から33頁までにより説明)

## 歳入

2款3項1目 森林環境譲与税 譲与税1,420万円の増。

10款1項1目 地方交付税 普通交付税が73,651千円の増。

14款2項1目 総務費国庫補助金 個人番号カード交付事業費補助金は、会計年度任用職員の費用弁償の不足分である。社会保障・税番号制度システム整備費補助金は国外転出者でもマイナンバーカード等利用できるよう戸籍附票システム及び住基システムの改修で、令和5年度開始を目標に今準備を進めているもので、10/10の補助金。

14款2項2目 民生費国庫補助金 社会福祉費補助金の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、10月1日から日常生活支援拠点居住施設の設置改修に伴うシステム開始の補助。地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業のトンネル補助金で、ポータブルの非常用自家発電機の補助である。児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金は、学童保育館の臨時開所、利用減分及びコロナ対策として1施設50万円の補助である。ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金が臨時特別給付金。ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金が事務費の補助。保育対策総合支援事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策で保育所11施設に1施設当たり50万円の補助である。

14款2項4目 土木費国庫補助金 道路改良事業費補助金は、橋梁の長寿命化分。

14款2項6目 教育費国庫補助 小学校費補助金の学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金は、GIGAスクール補助金の交付決定による確定の調整である。学校保健特別対策事業費補助は、学校再開に向けた感染症対策に対する補助である。中学校費補助金の学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金は、G I

GAスクール補助金の交付決定による確定の調整である。学校保健特別対策事業費補助は、学校再開に向けた感染症対策に対する補助である。

15 款 1 項 1 目 民生費県負担金 障害者自立支援給付費負担金は、放課後デイサービス支援事業費の補助金。

15 款 2 項 1 目 総務費県補助金 とちぎ高校生地域定着促進モデル事業は 10/10 の補助事業で、高校生と地域との関わりを創出するための補助事業である。

15 款 2 項 2 目 民生費県補助金 子ども・子育て支援給付金は、放課後児童健全育成事業で臨時開所した分などの補助である。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、コロナ感染症対策で認可、認可外の保育所や学童保育館への補助で 10/10 のものである。

15 款 2 項 4 目 農林水産業費県補助金 中山間地域実践活動支援事業費補助金で 10/10 のものである。

16 款 1 項 2 目 利子及び配当金 株式会社やいた未来の株主配当金 330 万円。

17 款 1 項 2 目 ふるさと納税寄附金 ふるさと納税寄附金は増額の見込みである。

18 款 1 項 基金繰入金 財政調整基金、減債基金、ふるさと納税基金、子ども未来基金、未来の森づくり基金の繰入金である。特別会計の繰入金として介護保険特別会計繰入金、国民健康保険特別会計繰入金である。

19 款 1 項 1 目 繰越金 繰越金として 2 億 2,385 万 4 千円。

20 款 3 項 7 目 矢板市観光協会貸付金収入 矢板市観光協会貸付金返還金で 2,000 万円。

20 款 4 項 3 目 過年度収入 国と県分の令和元年度の低所得者保険料軽減負担金の精算、子どものための教育保育給付金の確定のものである。

20 款 4 項 4 目 雑入 保健事業と介護予防等の一体的事業で後期高齢者医療広域連合から委託をされる分と、その他の雑入は新型コロナウイルスで中止となった「たかはらマラソン」の参加料 160 万円の減。



21 款 1 項 4 目 土木債 道路整備事業は、矢板市沢の新幹線高架下からかさね橋までの沢 3 号線の舗装修繕。河川整備事業は、塚原川、新堀川のしゅんせつの分。

21 款 1 項 6 目 教育債 小学校債、中学校債ともに G I G A スクール補助金の交付決定によるものである。

21 款 1 項 7 目 臨時財政対策債 2,480 万円の増である。

## 歳出

先ほども言ったが、今回の補正予算は 4 月の人事異動に伴う過不足の調整、また、会計年度任用職員の費用弁償不足分である。会計年度任用職員は、予算確定後採用したので、想定よりも通勤距離が遠いなどにより、通勤手当として費用弁償の不足分を調整するものである。人事異動に伴うものと会計年度任用職員の費用弁償不足分については、各款での説明は省略させていただく。

1 款 1 項 1 目 議会費 新型コロナウイルス感染症対策における学校教育の経費に充てるため、議員報酬の 5 %、9 カ月分と欠員議員報酬の減である。

2 款 1 項 1 目 総務費 人事異動に係るものである。

2 款 1 項 5 目 財産管理費 庁舎管理整備事業の工事請負費は本庁舎西側の軒天からモルタルが剥がれてきているので、ネットを張る工事費となる。

2 款 1 項 6 目 企画費 企画調整費は、今現在ふるさと納税寄附金が前年度比 340% 増えていることもあり、ふるさと納税の返礼品、それに係る事務費、積立金の補正である。積立金は 5,200 万円ほど増の見込みである。地域づくり支援事業は、県で新しく創設したとちぎ高校生モデル地域定着促進モデル事業という補助事業であり、消耗品やチラシ、NPO 法人へ委託料である。

2 款 1 項 9 目 諸費 行政区活動事業の報酬と報償費で同額付け替えしたもので、これは地方自治法の改正により区長の身分が変わったことによるものである。

2款3項1目 戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務費の委託料は、国外転出者でもマイナンバーカードが利用できるよう戸籍附票システム及び住基システムの改修を行う委託料である。これは令和5年度に開始予定である。

2款4項4目 選挙費 矢板市長選挙費は4月10日執行の市長選挙の執行残。その他は、人事異動に伴うものである。

3款1項1目 社会福祉総務費 温泉センター施設事業の修繕料は、サウナ室の天井が剥がれてきているので、その修繕経費。補償、補填及び賠償金は、コロナの影響で営業を中止したときの固定経費に対する維持費の補填。国民健康保険特別会計繰出金は、人事異動に伴う職員の給与等に係るものである。後期高齢者医療特別会計繰出金は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業に係るものである。

3款1項2目 老人福祉費 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業はトンネル補助で、8つの認知症高齢者グループホーム施設がポータブルの非常用自家発電を購入するための補助。介護保険特別会計繰出金は人事異動に伴うものである。

3款2項1目 児童福祉総務費 児童扶養手当支給事務は、ひとり親世帯臨時特別給付金の事業の事務費。子育て支援事業の積立金は株式会社やいた未来からの配当金を子ども未来基金へ積み立てるものである。子育て総合支援拠点運営事業の工事費は、現在改修工事を実施しているが、その追加の工事費。備品購入費は、子ども未来館に配備するもので、臨時交付金を活用し木製遊具を1台購入するとしたが、スペース的に木製遊具をもう1台購入するものである。これは未来の森づくり基金を充当するものである。

3款2項2目 児童措置費 民間保育所運営補助事業はコロナ対策で認可保育園10施設、認可外保育園含めて15施設への補助で、いずれも国県10/10の財源である。児童扶養手当支給事務は、ひとり親世帯臨時特別給付金の給付金本体である。

3款2項4目 児童福祉施設費 公立保育所施設運営事業はコロナ対策としてマスク、手指消毒液や手袋等の消耗品、備品購入費として空気清浄機で、いずれも国県10/10の補助を財源としている。学童保育館活動支援事業はコロナ対策として10クラブへの補助、また小学校の臨時休校時に午前中臨時開所した分を含めた補正であり、国10/10の補助を財源としている。

3款3項1目 生活保護費総務費 生活保護適正化運営対策事業の委託料はパソコンの保守、使用料及び賃借料は10月1日から始まる日常生活支援居住施設の設置改修に伴うシステムとパソコン6カ月分。

4款は、人事異動に伴うものである。

6款1項3目 農業振興費 農業振興事業の補助及び交付金は、JAしおのや果樹部会の看板設置による知名度向上誘客の拡大をするものである。県10/10の補助が財源である。

6款1項7目 市営農道整備事業費 農道維持補修事業の工事請負費は6月豪雨により農道が崩落した4カ所の復旧工事。

6款2項2目 林業振興費 林業維持補修事業の工事請負費は、森林環境譲与税による林道補修として計画の上位6路線である。森林経営管理事業の備品購入費は、これから森林調査をするための測量機器などの購入費。八方ヶ原交流促進センター管理運営事業の使用料及び賃借料はAEDの賃借料、工事請負費は食器洗浄機の取替と排煙窓オペレータの交換工事である。

7款1項2目 商工振興費 商業等活性化支援事業は、地域経営リーダー育成塾がコロナにより中止となったため、その補助金を減額するものである。

7款1項3目 観光費 観光協会活動支援事業の貸付金2,000万は、矢板市観光協会が観光庁の事業を実施するに当たり、運営資金を一時貸付し、補助金が入ったら年度末に返還していただくものである。高原山トライアスロン活動支援事業は、コロナにより中止したことによるものである。観光PR事業の補助及び交付金は、コロ

ナにより花火大会が中止になったための減額である。スポーツツーリズム推進事業の報酬減額は地域おこし協力隊の不要分と、期末手当は今まで地域おこし協力隊には期末手当の付与がなかったが、国の財源措置による期末手当の増分である。

8款2項2目道路維持費 市道維持管理事業の消耗品費は融雪剤、委託料は道路除排雪委託分、工事請負費は側溝修繕、道路標識の取替工事。舗装修繕事業の工事請負費は沢3号線の舗装修繕工事。認定外道路整備事業の工事請負費は荒井清水尻の舗装修繕工事。

8款2項3目 道路新設改良事業 道路新設改良事業は、市道109号線の電柱移設補償費の確定による増。

8款2項4目 橋りょう維持費 橋りょう維持事業の工事請負費は橋梁の長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を行っているが、工事量が増えたことによるものである。

8款3項1目 河川費 河川維持事業の工事請負費は、新堀川と塚原川のしゅんせつ。これは新たに令和2年から令和6年までの起債事業で、起債充当100%となる。国は、大雨のときに川床が上がり、災害に結びつくこともあるので、こういった事業を入れたと思われる。普通河川整備事業の工事請負費は、春先の豪雨により崩れた箇所  
の復旧となる。

8款4項1目 都市計画総務費 都市計画事業推進事務の報酬は、立地適正化計画策定委員会委員の報酬。市営駐車場管理事業の修繕料は、駐車場機器の修繕。工事請負費は、矢板駅前交番が移転したことにより、跡地の整備として歩道にする工事費。

8款4項2目 公園維持管理費 都市公園維持管理事業の委託料は、長峰公園と運動公園の景観を確保するため、あるいは倒木処理のための委託料。工事請負費は、春先の大雨による運動公園の法面崩落の復旧の工事費。補助及び交付金は、あんどんまつりが中止になったことによる補助金の減。

9 款 1 項 4 目 防災費 防災活動推進事業の通信運搬費は、移動系基地局の専用の電話線が廃止となり、光回線となるため増分である。

1 0 款 2 項 1 目 学校管理費 小学校一般管理事業の使用料及び賃借料は、臨時交付金を活用して学校電子図書を 1 人 1 冊購入するものがあつたが、さらに充実させるために学校電子図書を入れるものである。小学校保健安全事業の消耗品は、学校再開に向けた学校保健特別対策事業費補助分である。備品購入費はサーモグラフィーを各校 1 台ずつ、合計 8 台分である。

1 0 款 3 項 1 目 学校管理費 中学校一般管理事業の使用料及び賃借料は、学校電子図書の充実のため、学校電子図書を入れるものである。中学校保健安全事業は、学校再開に向けた消耗品、消毒とかである。備品はサーモグラフィーを各校 1 台ずつ、沢分校も含め合計 4 台分である。

1 0 款 3 項 2 目 教育振興費 中学校海外派遣事業は、コロナで中止となったことによる減額。

1 0 款 4 項 1 目 社会教育総務費 生涯学習館管理運営事業の工事請負費は、生涯学習のエアコンの配管からの漏水、ポンプ交換のための工事経費。地域学校協働本部事業は、小学校の夏休み短縮で開所したことにより期間が多くなったため、ふれあいスクール指導者に対する不足分の増額である。

1 0 款 5 項 1 目 たかはらマラソン大会開催事業は、コロナで中止となったことによる減額である。

給与費明細費等 その他の特別職は、行政区長 65 人分の減である。そのほか、人事異動に伴うものの整理である。

議案第 2 号の説明は以上である。

○委員長 これより議案第 2 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○石井委員 小学校費補助金が大幅に減額補正されている。当初GIGAスクールについては、国庫補助が来ると思っていたら、これほど多額に減額補正がされているということは、不足分は一般財源から補填したのか。

○総務課長 起債から補填という形になっている。

○石井委員 簡潔に言えば、予算の審査が甘かったのかな、そんな感じを持っている。ぜひこういったことがないようにしてもらいたい。

○総務課長 言い訳がましくなってしまうが、国庫補助1/2ということでやっていた。市でもその事業費調査ということで国に上げ、1/2を予算措置していたが、実際にふたを開けたら、国が基準単価を設定していた。その1/2ということになってしまったので、事業費との乖離が生まれてしまったという結果であり、今回これを調整させていただいたくものである。

○石井委員 今の答弁は小学校、中学校のエアコンの設置事業でも同じようなことがあった。

財政調整基金繰入金の2億6,000万ほどの繰入れは、この決算書から見るとせっかく増やした財調基金が、また元に戻って5億円くらいになってしまったのかと思う。財調基金の適正な額は、当然御存じだと思うが、標準財政規模の最低でも10%から20%と言われているので、10億円くらいないと。要望であるが、ぜひ、それくらいの額は積み立てるように努力してもらいたい。

17頁の温泉センター施設運営事業に修繕費用、さらには補償、補填及び賠償金として177万円が載っている。この温泉センターについては先ほど審査した補正予算第5号でも、温泉センターだけではないが市の指定管理施設に約880万円を扶助費として出している。一般の商店や事業者が本当に厳しい中で、市の施設だけ扶助費や補償、補填及び賠償金のための費用を充てるのはいかがなものかなと思うが、その点について伺う。

○総務課長 市の指定管理施設については、先ほどの補正予算第5号の「元気もりもり券」でやっているということである。

○社会福祉課長（石崎五百子）城の湯温泉センターの指定管理は、社会福祉課から委託している。月額約168万円で指定管理を出している。それ以外に、利用料でその施設を賄っているという状況は御存じかと思うが、コロナの関係で4月の休館は15日間、5月の休館は19日間となった。これに伴う赤字は、4月が約244万3千円、5月が248万8千円となった。この指定管理の協定の中で、不可抗力の場合、損害が生じた場合は市役所が負担をすることとなっていて、コロナの関係で休館を市から要請をしたので、利益金に対する補償ではなく、固定経費の補填として保証させていただいた。主なものとしては、電気代、ガス代、浄化槽、もろもろの定期検査と維持補修等と、半月ほどに対する人件費である。これらを見た上で、補償させていただくものである。これは協定に載っているものであるなので、補填させていただくことになる。6月も人が戻ってこないという状況であり約250万円の赤字である。これに関しては、まだほかの市町でも補填するかしないか、考えているところである。不可抗力という点では、どういうふうにするかということになるかと思うが、完全に休館であればこれは市の責任ということになるため、協定上負担せざるを得ないと思うが、それ以外のものについてはこれから周りの状況を確認しながら、指定管理者と話し合いを行い、補填するかしないかを考えたいと思っている。

「わくわくクーポン」については、少しでも赤字を減らし、市から補填する額を少しでも減らしたいということである。利用者がいないとこの赤字は消えないので、このクーポンは、8月が1,052枚使用されたので、約42万円を収入とすることができた。仕掛けをいろいろ考え、赤字を減らす取組ということで、今回の2次補正も使わせていただいた。赤字を減らさないと、補填せざるをえないという状況になっているので、御理解をいただきたいと思う。

- 石井委員 持続化交付金を申請すると、個人だと100万円、法人格だと200万円である。城の湯温泉センターは、もらうわけにいかないのか。
- 社会福祉課長 法人に確認をしているので、もしそれが使えるとなれば、この補填費は当然返していただく。この点はまだ確認が取れていないので、最終的にはどうなるかちょっとまだ分からない状況である。
- 伊藤委員 5頁の総務管理費補助金、個人番号カード交付事業補助金があるが、現在矢板市のマイナンバーカードの普及率はどれぐらいか。
- 市民課長（柳田恭子） 8月末現在で16.2%である。
- 伊藤委員 マイナポイントについては、県に問い合わせが非常に多く、加入者が増えてきたと下野新聞に載っていたが、矢板市の現状や問い合わせなど、その加入増については現在どうであるか。
- 市民課長 7月末現在で14.9%だったのが、8月末現在で16.2%ということであり、1.3%の伸びは、今までになく伸びている。問い合わせについても、窓口に来るお客様が結構多いので、その都度、マイナポイントの支援も含めマイナンバーの申請をお願いしているところである。
- 伊藤委員 期限が決まっている事業だと思うが、これを市として特に広報活動、HPでも何でもいいが、何かそういったことは考えていないのか。
- 市民課長 HPにはマイナンバーカードをつくりましょうということで載せている。今まで交付時来庁方式として、交付の際に来庁いただいていたが、9月からは、申請時来庁方式として、申請の際に来庁いただければ、本人限定の書留で受付をするということで、そういった活動を含め交付に向けた啓発活動は行っている。
- 伊藤委員 分かった。マイナンバーカードの件はプライバシーの問題も多少含まれているが、税の徴収などには非常に有効な活用であるし、なるべく接触を避けるという意味ではいいと思うので、ぜひ力を入れてやっていただきたいと思う。



19 頁の子育て総合支援拠点運営事業で、天井や壁とかに問題があるとのことだが、この建物自体にはアスベストが含まれているのか。

○総務課長 天井ではないが、あの建物に機械室、ボイラーがあり、そこも解体して仮称子ども未来館のスペースとするので、解体したところジョイント部分にアスベストはあった。

○伊藤委員 非常に発がん性物質が強く、私たちの同業者でも肺がんになったものが何人かいるので、将来の子どもたちのためにクリーンなものでお願いしたいと思う。

23 頁観光協会活動支援事業の 2,000 万円、これは具体的にどういった支援事業なのか、内容について伺う。

○総務課長 誘客、多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成実証事業というものである。訪日外国人旅行者を見据え、我が国の観光地において幅広い国や地域から、来訪する観光客を受け入れる基盤を速やかに整備していくことが必要であるということに対して観光庁で補助するという事業である。矢板市観光協会としてそのインバウンド事業に取り組むという内容となっている。

○伊藤委員 インバウンドの事業に 2,000 万円だが、例えばそういったツールをつくる広報活動であるから、発信するための環境もつくるのだろうが、具体的に何に幾ら使うという明細はないのか。

○総務課長 商工観光課が担当課になるが、当然そちらには来ているとは思いますが、今手元にない。

○委員長 暫時休憩する。 (14:30)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (14:32)

○総務課長 インバウンド事業として矢板市を売り込む、矢板市を商品化するというようなことをコンサルとかに委託してパッケージをつくってもらうというための委託料が主なものになる。

○伊藤委員 このお金は入ってきているのか。

○総務課長 これからやりとりをするという事業になる。

○伊藤委員 申請が終わっているのかなと思ったのだが、これからということは、もしかしたらコロナの影響でインバウンドができないこともありえないとは言えない。

○総務課長 言葉が足りなくてすみません。これからと言っても、事業の公募自体は7月20日締め切りである。8月は事業の選定やそれにかかる通知ということで、事業開始はその後ということで、これからということになる。

○伊藤委員 内容は分かった。これが実現して、ポストコロナとなれば一番いい。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論ないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (14:35)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。 (14:43)

### 議案第 3号 令和2年度矢板市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○委員長 議案第3号を議題とする。提案者の説明を求める。

○高齢対策課長

(「補正予算書」9頁を朗読、10頁から11頁までにより説明)

(詳細については「予算に関する説明書」38頁から44頁までにより説明。)

歳入

- 1款1項1目 第1号被保険者保険料 現年度分特別徴収保険料は、3款2項5目の国庫支出金にある介護保険保険者努力支援交付金が今年度創設されたことに伴い、従来の第1号被保険者保険料分から振り替えたため減額と職員費の増額が含まれている。
- 3款2項2目 地域支援事業交付金 現年度分は職員費の増加分。
- 3款2項5目 介護保険保険者努力支援交付金 この交付金は、自治体の自立支援、重度化防止などの取り組みに応じて、国が交付金を支払うインセンティブ制度に、新たに枠組みを創設したものであり、既存の保健所機能強化推進交付金とは別に、介護保険保険者努力支援交付金の枠を設けて、予算を倍増したものである。この交付金は、予防健康づくりの取組をより重視して、その用途を予防健康づくりに限定したものの。
- 4款1項1目 介護給付費交付金 過年度分は、前年度の介護給付費交付金の精算金による増。
- 4款1項2目 地域支援事業支援交付金 現年度分は、職員費の増加分によるもの。
- 5款2項1目 地域支援事業交付金 現年度分は、職員費の増加分によるもの。
- 8款1項2目 その他一般会計繰入金 職員給与費等繰入金は、人事異動に伴う職員費の減。
- 8款1項3目 地域支援事業繰入金 現年度分は職員費の増加分。
- 8款1項5目 保険料軽減に要する公費繰入金 過年度分は、前年度の低所得者保険料軽減負担金の精算金。
- 9卷1項1目 繰越金 繰越金は、前年度の精算繰越金。

## 歳出

1 款 1 項 1 目 一般管理費 職員給与費等は、人事異動に伴う職員費の整理、事務費は前年度介護給付費等の精算によるもの。

1 款 2 項 1 目 賦課徴収費 職員給与費等は人事異動に伴う職員費の整理。

3 款 2 項 1 目 一般介護予防事業費 職員給与費等は地域支援担当保健師 1 名分の人件費の調整を行うもの。

5 款 1 項 1 目 基金積立金 基金積立金は前年度の保険料精算等に伴う積立金。

給与費明細書は、一般職員 8 名分の補正前後の給与費明細となり、これらは人事異動等によるもので記載のとおり。

議案第 3 号の説明は以上である。

○委員長 これより議案第 3 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論ないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 3 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決された。

## 議案第 4 号 令和 2 年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

○委員長 議案第 4 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長

(補正予算書 13 頁を朗読、14 頁及び 15 頁により説明。)

(詳細について予算に関する説明書 48 頁から 52 頁までにより説明。)

#### 歳入

4 款 1 項 2 目 システム整備費補助金 システム整備費補助金は国保のシステム改修に係る国庫補助金の増額補正。

8 款 1 項 1 目 一般会計繰入金 職員給与費等繰入金は人事異動に伴う人件費、事務費繰入金は増額補正。

9 款 1 項 2 目 その他繰越金 繰越金は前年度の繰越金。

#### 歳出

1 款 1 項 1 目 一般管理費 職員給与費等は人事異動等による増額補正。事務費については会計年度任用職員の時間の拡大分。委託料についてはシステム改修費。繰出金については、令和元年度一般会計からの繰入金について精算し、一般会計へ繰り出すものである。

1 款 2 項 1 目 賦課徴収費 職員給与費等については人事異動による減額。

6 款 2 項 1 目 特定健康診査等事業費 特定健康診査等事業費の職員給与費等については、人件費の精査による補正。

給与費明細書は、一般職員 6 名分及び会計年度任用職員の今回補正の給与費等で、記載のとおり。

議案第 4 号の説明は以上である。

○委員長 これより議案第 4 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論ないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第4号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決された。

### 議案第 5号 令和2年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○委員長 議案第5号を議題とする。提案者の説明を求める。

○健康増進課長

(補正予算書17頁を朗読、18頁及び19頁により説明。)

(詳細について予算に関する説明書56頁から57頁までにより説明。)

歳入

3款1項1目 事務費繰入金 事務費繰入金は、保健事業と介護予防等の一体的事業に係る繰入金の増額補正。

4款1項1目 繰越金 繰越金は前年度繰越金。

歳出

2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金の負担金、補助及び交付金は、後期高齢者医療広域連合納付金の前年度調整額を補正するもの。

3款1項1目 後期高齢者検診事業費 保健事業と介護予防等の一体的事業に係る事務費の増額補正。

議案第5号の説明は以上である。

○委員長 これより議案第5号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論ないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第5号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決された。

### 議案第17号 使用料改定等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○委員長 議案第17号を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

(議案第17号を朗読し、「議案書」18頁から28頁により説明。)

この条例の制定理由は、使用料の適切な受益者負担を実現するための見直し、及び矢板市農業者トレーニングセンターの名称変更に伴う管理規定の整理等に伴い、所要の整備を行うものである。8つの条例の改正と1つの条例の廃止を行うものである。

料金等の改定内容については、配付済の使用料改定一覧表に基づき行うものである。

第1条は、矢板市自家用有償バス設置条例の一部を改正するもので、乗車1回ごとに300円または500円と使用料を定めているものを400円、700円に改正するものである。

第2条は、矢板市行政財産使用料条例の一部を改正するもので、第3条第2項第1号中の部分は、「除く」というところに句読点がなかったものに加えるというものである。第3条の2中の部分は、特別教室棟と片岡中学校の家庭科教室とミーティング室は使用実績が一切なく、整理のため削るものである。別表はそれぞれ使用料を改定するものである。

第3条は、矢板市生涯学習館設置及び管理条例の一部改正であり、第4条第3号中は、「き損し」を今の表現の漢字に改めるというものである。別表中のところは体育施設、会議室、研修室1・2の使用料を改正するものである。

第4条は、矢板市立矢板武記念館設置条例の一部改正で、別表中のところは個人と団体の入場料の改定をするものであり、「別表中」とあるところは個人と団体の入場料の部分を改定するものである。

第5条は、矢板市体育施設設置及び管理条例の一部改正であり、第2条は、体育施設の名称及び位置の規定で、農業者トレーニングセンターを片岡トレーニングセンターとするものである。第3条の部分は使用期間と使用時間の規定である。別表は、各施設が使用料を改定するものである。26頁の「備考1」は用語の定義で、備考の2から8までは、改定前と全く同じ内容となっている。

第6条は、矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正である。第16条中のところは、「備え付け」を今の表現に改めるものである。別表は、城の湯温泉センターの多目的ホール又は研修室、城の湯ふれあい館のふれあいの間A、ふれあいの間B、趣味の間及び調理研究室の使用料を改定するものである。

第7条は、矢板市コミュニティホール設置、管理及び使用料条例の一部改正で、第4条中のところは、第3条の表現を改めるものであり、第8条中のところは、第4条には第1項しかなく、第1項を規定する必要があるため改めるものである。別表中の部分は、営利・宣伝の場合の午前・午後と夜間の使用料を改定するものである。

第8条は、矢板市農村環境改善センター設置、管理及び使用料条例の一部改正であり、別表中で規定している会議室、研修室、農産加工室兼調理実習室と多目的ホールの卓球台の使用料を改定するものである。

附則の1は、令和3年4月1日から施行するというもので、2は農業者トレーニングセンターを体育施設とし片岡トレーニングセンターとすることにより、矢板市農業者トレーニングセンター設置及び管理条例を廃止するというものである。3は農業者



トレーニングセンター設置及び管理条例の廃止に伴い、その手続やその他行為の経過措置である。4は今回改正する条例の施行日以前の許可を受けた者の使用料の経過措置である。

議案第17号の説明は以上である。

○委員長 これより議案第17号に対し質疑を行う。質疑はないか。

○伊藤委員 実質上使用料の値上げであるが、税収が減っている中でこれは仕方がないと思っている。これによりどのぐらい年間の使用料収入が増えるのか。

○総務課長 現在の使用状況から試算して、約270万円の増である。

○伊藤委員 今までは全体で幾らであったのか。

○総務課長 令和元年度の決算書ベースで、使用料は1億2,653万679円である。

○伊藤委員 大体2%ぐらいの増となるのか。財政的に厳しいのは分かるので、話がそれるが、使用料に限らず例えば減価償却済の売却できる財産等を他の自治体ではオークションなどで出しているところもあるようなので、そういったことを今後考える余地はないのか。施策的なことがあるので、また後でゆっくり伺う。

○中村委員 それぞれ原価計算し、使用者の負担割合をゼロから100%という形とし、原価の算出では初期投資費用とランニングコストを合わせたものとなっているので、それにかかる全てを算出し、それに見合った使用料という考え方である。ここに記載のある体育館は50%となっているが、矢板市の体育館はほとんど償却済みかもしれないし、今度複合施設をつくるという話も出ている中で、初期投資をする、それに見合う使用料を設定するという考え方でいいのか。そうであれば当然ながら使用料は高くなると思うが、それに対する考え方はどういうふうに整理をされているのか。

○総務課長 基本的には議員が言われるように、体育館であれば50%、かかった経費をペイできるようにするというのが基本的な考えである。しかし、実際に似たような施設が近隣にあつたり、使用者がいないと使用料が入ってこない、料金設定

だけがペイできる設定にしても回収はできないというところもある。やはり近隣の同類施設も見比べながら、価格そのものは設定せざるをえない。基本的な考えについてはペイをするという考え方だと思う。

○中村委員 基本的な考えを掲げながら、実際は周りの相場や利用者の状況などに鑑みて決定するから、実際には乖離するということがいいのか。

次に、あのときにも聞いたが、激変緩和措置というのは必要であり、今回も上限は設けているが、段階的に本来の考え方に近づけるよう考えているのか。今回の改正は、将来の構想を持って今回値上げするという考えなのかを伺う。

○総務課長 1点目は、基本的考え方があった上で、近隣との調整とかは致し方ないと思う。実際に新しいものができたときには、価格設定について議論されるのだと思う。ただ初期投資全部であると、金額は分からないがどうなのかなと思う。近隣の状況を見てという部分もあろうかと思う。

次に、今後これをどうするのかということであるが、平成28年に策定した矢板市行財政改革推進計画があり、今年度、行財政改革推進のためにやったということであるので、この使用料についても財政の状況を見ながら改定は行っていくものと思う。

○中村委員 具体的なところを伺う。21頁の矢板市体育施設設置及び管理条例の中で「別表を次のように改める」ということで、これは別表を差しかえるということだと思う。個人がなくなり、専用と部分となった。ここを変えた理由は。

○総務課長 個人という部分がなくなったのは、個人といえども、専用や部分的な使用としてやっているのだから、その実態に即した内容ということで改めている。

○中村委員 10人以上であれば団体1,200円で、今までは個人だと100円だったと思うが、少人数でも1,200円がミニマムということになるのか。例えば、バドミントン2人で1面の半分使えば600円、そういうカウントとなるので、割高になる場合と割安になる場合があると、そういう受け止めでいいのか。今まで1人であれば個

人で100円なので、そのまま料金でいくと6人が600円、9人では900円という形だったが、今度は部分であったら6人でも9人でも、600円で済むという考えか。

○総務課長 1人につきということであるが、1人で利用されるという実績はないという事は御承知おきいただきたい。高くなるのか、安くなるのかについては、人数によっては8人で半分使えば安くなるし、4人で半分使うとちょっと高くなるというところであり、その利用人数によると思う。

○中村委員 27頁、6,000円から4,600円、1万円から7,500円という形で逆に下げているが、ほか施設が大体値上げの中、ここだけ下がっている理由は。

○総務課長 あくまでも原価を計算した結果この金額になったので下げているということである。

○中村委員 全てに対し原価計算をして、50%や75%を適用して算出したものがあるということか。基本とするべき使用料の一覧表があるということか。それに基づいてやったらこの部分だけは下がったということになるのか。

○総務課長 そのとおりである。下がったものもあるが、料金そのまま据え置きというものも当然ある。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論ないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第17号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決された。

## 議案第19号 矢板市市税条例の一部改正について

○委員長 議案第19号を議題とする。提案者の説明を求める。

○税務課長

(議案の朗読を省略し、「議案書」32頁から33頁により説明。)

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日公布となり、この改正は新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置によるものである。この改正に伴う市税条例の改正については、令和3年1月1日施行分を改正するものである。

改正の主なものとしては2点ほどあり、いずれも個人市民税におけるものになる。

1点目は、第23条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の附則への追加。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、政府の自粛要請を踏まえて、中止等が行われた文化芸術、スポーツイベントについて、チケットの払い戻しを受けない場合に、その金額分を寄附とみなし寄附金税額控除を受けることができるものである。

2点目は、第24条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の附則への追加。所得税において新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置が講じられるが、この対象者について、住宅借入金等特別税額控除の対象とするものである。

そのほかの改正については、地方税法の改正による条ずれの改正になる。

議案第19号の説明は以上である。

○委員長 これより議案第19号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論ないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 19 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 19 号は原案のとおり可決された。

### 議案第 20 号 矢板市市税条例及び矢板市手数料条例の一部改正について

○委員長 議案第 20 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○総務課長

(議案第 20 号を朗読し、「議案書」35 頁から 36 頁により説明。)

今回のこの条例改正だが、使用料と同じで矢板市行財政改革推進計画に基づき、手数料の適切な受益者負担を実現するというものである。

内容については、先に配付した手数料試算表案に基づき行うものである。

第 1 条は、矢板市市税条例の一部を改正するもので、納税証明手数料を改定するものである。

第 2 条は、矢板市手数料条例の一部改正で、別表第 3 項は土地に関する証明手数料で、第 4 項は建物に関する証明手数料であり、それぞれ 1 件につき 200 円を 300 円に、5 筆あるいは 5 棟までを 1 件とするため、1 筆、1 棟増すごとに加算額を 40 円から 60 円に改めるものである。別表の第 7 項の次にただし書きがあるが、多機能端末機とはコンビニ交付のことで、コンビニ交付に係る交付ができるものとできないものとを分けて定めるため、所得証明手数料、住民税決定証明手数料、その他市税に関する証明手数料を加えるものである。別表第 14 項は印鑑登録証明手数料の改定であり、別表第 16 項は住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料を定めるものである。

これらも多機能端末機による交付ができるものとできないものを分けて定めるものである。別表第 17 項は、住民票の写しの広域交付手数料を改正し、住民票記載事項証明手数料を加えるものである。別表第 19 項は、通知カードの再交付手数料の定めであるが、通知カードそのものがなくなったため削除し繰り上げるものである。別表第 20 項は、身分に関する証明手数料。別表第 22 項が認可地縁団体印鑑登録証明書の手数料でそれぞれ改定を行うものである。別表第 45 項の改正は、現在の正しい表現に改めるというものである。附則で施行日は令和 3 年 4 月 1 日から施行である。

議案第 20 号の説明は以上である。

○委員長 これより議案第 20 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○伊藤委員 先ほどの使用料と一緒にあるが、手数料はもともと幾らであったのか、また値上げすることによって収入がどれだけ増えるのか。コンビニ交付しているものに対しては、市からコンビニに対し手数料を払っているの、その金額は 1 件につき幾らか。また、それはそのまま維持するのか。

○総務課長 現在は税務課と市民課を合わせて 300 万円である。手数料が決算書ベースで、令和元年度収入済額が 6,771 万 7,400 円で、今回改正していないような手数料も多くある。改正により影響するものは、戸籍交付手数料、住民票交付手数料、諸証明手数料、印鑑証明手数料で 1,000 万円ちょっとである。

○市民課長 1 件 200 円の手数料については、コンビニへ 117 円の手数料である。

○伊藤委員 200 円のうち約 6 割をコンビニに払っている。できればコンビニは使ってほしくないのが現状であることが分かった。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論ないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 17 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決された。

### 議案第 16 号 矢板市子ども未来館設置及び管理条例の制定について

○委員長 議案第 16 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○子ども課長

(議案第 16 号を朗読し、「議案書」13 頁から 16 頁により説明。)

第 1 条は、総合的な子育て支援の場として、並びに児童福祉法第 40 条に規定する児童館として矢板市子ども未来館を設置するものである。

第 2 条の名称及び位置は、矢板市子ども未来館、矢板市本町 2 番 25 号である。

第 3 条は、第 1 号から第 6 号に記載のとおりである。この条例制定は、現在の矢板市児童館設置及び管理条例をもとに制定しており、そこに総合的な子育て支援や地域との連携を事業内容に盛り込んでいる。

第 4 条と第 5 条は、指定管理者による管理と業務の範囲であり、記載のとおり。

第 6 条の開館時間は、午前 9 時から午後 6 時までである。

第 7 条の休館日は、月曜日と 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日とし、どちらも必要があると認めたときは変更することができる。

以下の条文については記載のとおりであり、現在の矢板市児童館設置及び管理条例と同様であるため説明は省略する。

議案第 16 号の説明は以上である。

○委員長 これより議案第 16 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論ないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 16 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決された。

**議案第 18 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について**

○委員長 議案第 18 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○子ども課長

(議案の朗読を省略し、「議案書」30 頁により説明。)

この条例の一部改正については、事務の一部が廃止になったことに伴い所要の整備を行うものである。具体的には、矢板市独自の事務として、マイナンバーを利用できる事務、補助金の廃止である。これは令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、今まで有料だった私立幼稚園等に通う児童の保育料が無料となった。また、無償化に合わせて補助する必要がなくなったため、私立幼稚園に通う児童の保育料の補助金が廃止となったことによるものである。

議案第 18 号の説明は以上である。

○委員長 これより議案第 18 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論ないか。



(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 18 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決された。

### 議案第 21 号 矢板市児童館設置及び管理の一部改正について

○委員長 議案第 21 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○子ども課長

(議案の朗読を省略し、「議案書」38 頁により説明。)

この条例の一部改正については、矢板市子ども未来館の設置にあわせ、矢板児童館を廃止することにより所要の整備を行うものである。具体的には、第 2 条で矢板児童館と矢板東児童館についての記載がされているが、矢板児童館の廃止により矢板児童館の記載が削除となり、矢板東児童館のみの記載となる。

議案第 21 号の説明は以上である。

○委員長 これより議案第 21 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論ないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 21 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 21 号は原案のとおり可決された。

## 議案第 22 号 矢板市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長 議案第 22 号を議題とする。提案者の説明を求める。

○子ども課長

(議案の朗読を省略し、「議案書」40 頁により説明。)

この条例の一部改正については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の整備を行うものである。改正の趣旨としては、市町村は、放課後健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされており、基準を定めるに当たっては、事業に従事する者、及び員数については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に従い定めるものとし、その他の事業については、設備運営基準を参酌するものとされていたが、事業に従事する者及びその員数を含む全ての事項について、設備運営基準を参酌するものとされた。その中で第 10 条において、事業を行う者は事業の支援単位ごとに、放課後児童支援員を 2 名以上置くこととされており、指導員は保育士の資格を有する者など、同条第 3 項各号のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならなかったのを、今般、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡大を図るため、設備運営基準を改正し、指定都市、もしくは中核市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとした。

また、軽微な改正として、漢字で「者」というものを平仮名の「もの」に変更したものである。

議案第 22 号の説明は以上である。

○委員長 これより議案第 22 号に対し質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論ないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第 22 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第 22 号は原案のとおり可決された。

#### 委員長報告

---

---

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私にご一任願う。

#### 閉 会

---

---

○委員長 これで総務厚生常任委員会を閉会する。

( 1 5 : 5 7 )

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

総務厚生常任委員会委員長